

## 主 文

本件各上告を棄却する。

## 理 由

弁護人佐々木清の上告趣意二、（一）、（1）について

所論は違憲をいうが、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律二条一項、二項の規定が、所論のように不明確であるということはできないから、所論は前提を欠き、適法な上告理由にあたらない。

同二、（一）、（2）、（3）について

所論は違憲をいうが、右法律二条、一一条一項の規定が、憲法二九条に違反するものでないことは、当裁判所昭和三四年（あ）第二四一四号同三六年四月二六日大法廷判決・刑集一五巻四号七三二頁の判例とするところであり、また、憲法一三条、一四条、二二条に違反するものでもないことは、右判例の趣旨に徴して明らかであり（昭和三三年（あ）第一五七一号同三六年九月八日第二小法廷判決・刑集一五巻八号一三一七頁参照）、所論はいずれも理由がない。

同二、（二）について

所論は違憲をいうが、実質は、刑法六〇条の解釈、適用の誤りをいう単なる法令違反の主張であり、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

同三、四について

所論は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五二年一〇月二〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 岸 上 康 夫

裁判官 団 藤 重 光

裁判官 藤 崎 萬 里

裁判官 本 山 亨